

横浜市内米軍施設に関する要望書

令和8年3月

横浜市会

横浜市会は、第二次世界大戦後に進駐した連合軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接収されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきました。

平成 26 年の深谷通信所に続き、27 年には上瀬谷通信施設の大規模返還が実現し、令和元年 11 月には、根岸住宅地区について、土地所有者への早期引渡し及び将来の土地利用を目的に共同使用が合意され、令和 2 年 6 月より原状回復作業が行われています。

しかし、横浜市内にはいまだ約 150 ヘクタールの米軍施設が存在し、市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えています。

については、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進、並びに、横浜市民の基地負担の軽減に関し、次の事項の実現を強く要望します。

令和 8 年 3 月 25 日

外務大臣	茂木敏充様
財務大臣	片山さつき様
国土交通大臣	金子恭之様
防衛大臣	小泉進次郎様

横浜市会議長

渋谷 健

I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進

(1) 平成16年10月に返還方針が合意されている施設・区域の返還

平成16年10月に、日米合同委員会において市内米軍施設6施設・区域を対象に返還の方針が合意された。その後、横浜市会による政府に対する要望等により、27年に上瀬谷通信施設が返還され、4施設・区域の返還が実現した。引き続き、残る根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の2施設・区域について早期返還を実現すること。

特に、根岸住宅地区については、過日、返還に向けたスケジュールが示されたところであるが、着実に返還手続を実現されたい。

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地については、返還への働きかけを強化すること。

(2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

返還合意施設以外の瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域、小柴水域の早期全面返還を促進すること。

2 民間土地所有者への配慮

民間土地所有者の抱える課題・要望（土壌汚染等に対する懸念や土地の原状回復の取り扱いなど）を把握し、返還後の土地利用等に支障を来たさないよう、適切な対応に努めること。今後返還が予定されている根岸住宅地区については、引き続き、安全・確実に原状回復作業を実施し、実施状況や内容などについて、地権者ときめ細かな協議・打合せを行うとともに、原状回復作業で影響が及ぶ周辺住民への丁寧な周知を行うこと。あわせて、返還・引き渡し後、地権者が土地活用を円滑に行えるよう、接収・提供を要因としたさまざまな問題を国が主体となって解決すること。

また、旧上瀬谷通信施設の民有地については、土地利用等に不安がないよう、丁寧な対応を行うこと。

3 跡地の適正管理と実態把握

返還後の跡地については、跡地における事業実施までの間の防犯・火災予防等に万全を期すこと。また、旧深谷通信所等における土壌、工作物等については、その措置について、地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、今後の利用の支障とならないよう国による撤去費用の負担など適切な措置を講じること。また、旧上瀬谷通信施設については、砲弾が発見されていることから、調査費の負担など必要な措置を講じること。

4 返還国有財産の優遇処分

戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、そのような経緯を踏まえ、返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与を行うなど土地処分におけるさらなる優遇措置を講ずること。

特に広大な国有地を有する旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区の処分条件について配慮すること。

5 跡地利用に対する支援

旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設及び根岸住宅地区をあわせて約360ヘクタールと広大な面積を有していることから、首都圏の活性化に資する跡地利用を実現するため、関連する道路整備なども含め、横浜市が実施する事業に対する財政支援など特段の配慮と支援を行うこと。

さらに、これまで米軍施設により制限されてきた基盤整備の促進に資するよう、横浜市の旧上瀬谷通信施設におけるGREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催に対して、引き続き、国として協力を行うこと。

6 根岸住宅地区に囲まれた土地に居住する市民及び地区周辺住民への適切な対応

根岸住宅地区に囲まれた土地に横浜市民が居住しており、様々な制約を受けているとともに、施設・区域の提供により、地区周辺住民は迂回をしなければならないなどの不便を強いられている。施設・区域の提供に起因する生活環境の維持・改善については国の責務であることから、居住者の声を十分に聞くとともに、地区周辺住民に対しても配慮するなど、適切な対応を行うこと。

II 米軍施設周辺の生活環境の維持向上に関する要望

1 米軍施設及びその周辺における安全対策の徹底

横浜市民の安全・安心な生活を確保するため、安全対策の徹底を図るとともに、米軍施設で働く日本人従業員の安全・安心の確保にも努めること。

また、訓練を行うにあたっては、基地周辺住民に十分配慮するとともに、不安を与えないようにすること。

さらに、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第5輸送中隊の運用開始に伴い、市民生活の安全・安心等に影響を及ぼすことがないように万全な対策を実施すること。

2 日米地位協定の見直し

日米地位協定については、これまで環境補足協定や軍属に関する補足協定の締結など、運用の改善が行われてきたが、依然として在日米軍の活動には国内法は適用されていない。航空・環境・事件事故など横浜市民の安全・安心に大きな影響を与える可能性の高いものについては、国内法令が適用されるよう日米地位協定を見直すこと。

3 災害対策への協力

災害の発生に際して、横浜市と在日米海軍及び在日米陸軍が交わした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」と「消防相互援助協約」を踏まえ、横浜市の災害対策への協力を行うとともに、適時適切な情報提供に努めること。

4 米軍人等に対する教育等の徹底

横浜市内において米軍人等による犯罪や迷惑行為等による大きな問題は発生していないものの、国内では依然として悪質な事件が発生している。

市民生活に不安を与えないよう、引き続き、教育・研修に努め、実効性のある対策を講じ、事件等が発生しないよう努めるとともに、その具体的な対策等について情報提供を行うこと。

5 適時適切な情報提供

米軍施設に係る問題は、市民にとって大変重要な事柄であり、市民生活の安全・安心に関わるものである。近年では、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでの第5輸送中隊の運用開始や、オスプレイの駐機、米艦船の市内民間施設への着岸が散見されることもあり、市民に不要な心配をおかけすることのないよう、説明責任を果たすために、なお一層、適時適切な情報提供に努めること。

横浜市内米軍施設区域位置図

- 凡例**
- | | |
|-----------|-------------|
| 施設 | 土地区分 |
| 提供中施設 | 国有地 |
| 返還済施設 | 民有地 |
| | 市有地 |

旧上瀬谷通信施設 242ha

27年6月 返還



国有地(45%):110ha
民有地(45%):110ha
市有地(10%):23ha

旧深谷通信所 77ha

26年6月 返還



国有地(100%):77ha

旧富岡倉庫地区 3ha

21年5月 返還



国有地(100%):3ha

根岸住宅地区 43ha

返還方針合意
(返還に向けた共同使用開始)



国有地(64%):27ha
民有地(36%):16ha
市有地(0%):0ha

瑞穂ふ頭/横浜 ノース・ドック 52ha



国有地(81%):43ha
民有地(12%):6ha
市有地(7%):3ha

鶴見貯油施設 18ha



民有地(100%):18ha

小柴水域 42ha

池子住宅地区及び 海軍補助施設 37ha

一部返還方針合意
(飛び地 1ha)



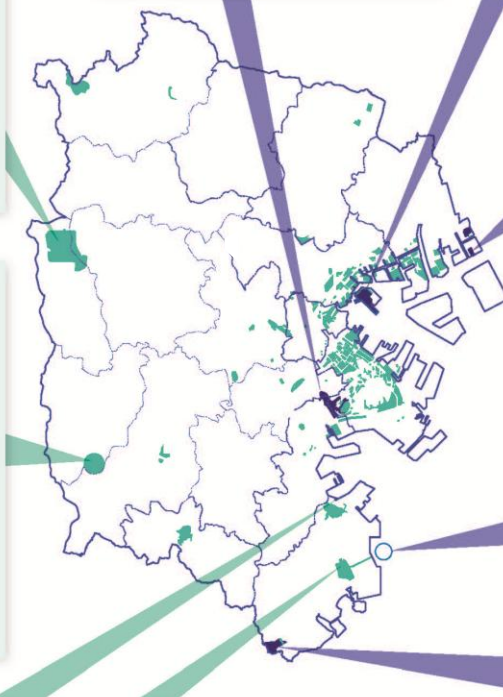
国有地(99%):36ha
民有地(0%):0ha
市有地(0%):0ha

旧小柴貯油施設 53ha

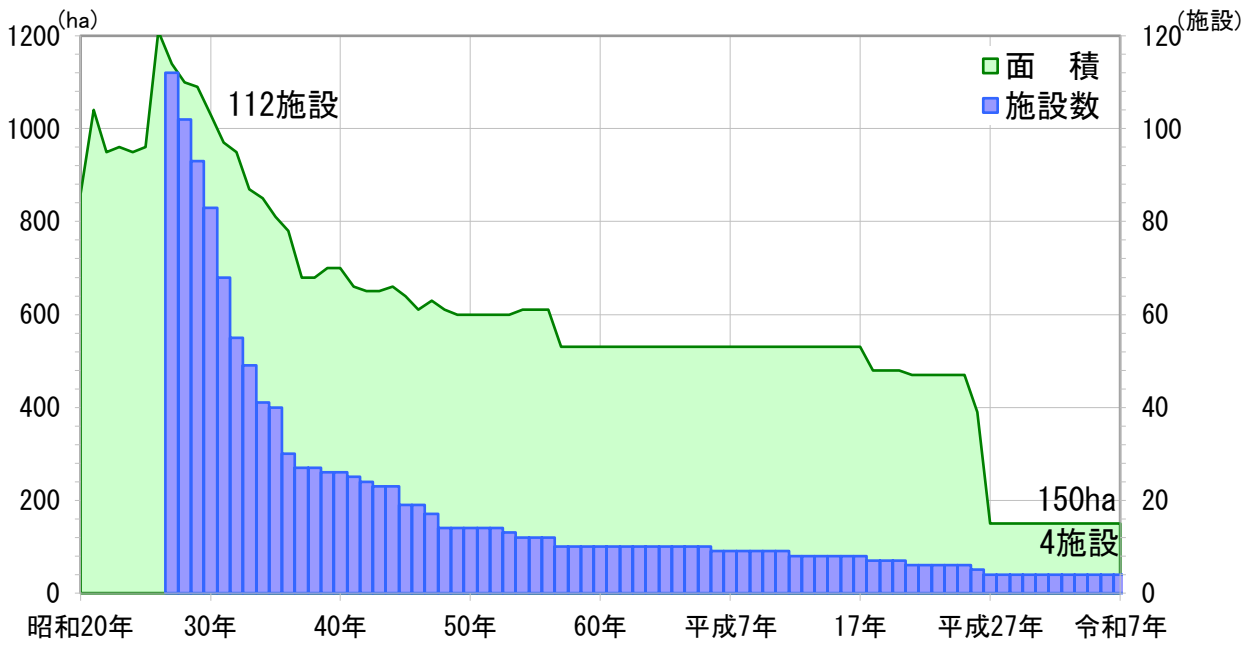
17年12月 返還



国有地(97%):51ha
民有地(2%):2ha
市有地(1%):0ha



資料 2 横浜市内米軍施設の面積・施設数の推移



※現在、上記のほか小柴水域、横浜ノース・ドック専用水域がある。